

不審電話に関する事例 (3)滋賀県

①令和8年1月23日、滋賀県甲賀市在住の被保険者（女性）の自宅に、「厚生労働省」を名乗る者から不審な電話があった。

留守番電話に残されていた音声は「健康保険の件で、2番を押してください」との内容であったが、録音状態が悪く詳細は判別できなかった。発信元として表示されていた番号は「1855-944-6032」であった。

当該被保険者は電話には出ず、留守番電話の内容を確認したうえで、不審に感じ、市役所へ通報したものである。

市は厚生労働省から被保険者に直接電話連絡することはないことを説明した。

②令和8年2月10日、滋賀県大津市にて被保険者に厚生省保険課と名乗る男性から、仙台市のクリニックで処方された睡眠薬が事件に悪用された恐れがあると電話がある。被保険者は仙台へ行っておらず、心当たりがなかったため、保険年金課へ確認の電話をされた。

市は国の機関から直接被保険者に対して架電は行っていないこと、また身に覚えのない電話の場合、個人情報を変えないよう説明し、警察等に報告するよう伝えた。

③令和8年2月24日、滋賀県守山市在住の後期高齢者宅に、守山市役所の職員を名乗る者から、「12月に送った給付金の返事があなただけない。このままでは給付ができない。」と電話があった。

被保険者は詐欺だと思って電話を切ったとのこと。

市はそのような内容で架電することはないと伝えた。

④令和8年2月24日、滋賀県守山市在住の後期高齢者宅に、厚生労働省を名乗る者から、「このままの状態では、年金受給できなくなり、併せて、医療保険は使用できなくなる。」と電話があった。

被保険者は詐欺だと思って電話を切ったとのこと。

市はそのような内容で架電することはないと伝えた。

⑤令和8年3月18日、滋賀県栗東市の被保険者に厚生労働省？市役所？（なんと行ったかハッキリと覚えていない）のタカハシと名乗る者から、「年末に緑色の封筒で医療費の明細と還付金の申請書を送っているが、手続きがされていないので、電話した」との内容の架電があった。

その後に「すぐに手続きをしてほしいので、ネットバンキングか農協のATMで手続きしてほしい。」と言われたので、農協に行った。

しかし、ATMの操作方法が分からず、スマホの充電も切れたため、

何もできずに帰った。念のため、栗東市役所に確認しようと思い、電話をし、詐欺だと判明した。

市はそのような内容で架電することはないと伝え、警察へ電話するように促した。

⑥令和8年3月19日、滋賀県甲賀市在住の被保険者の自宅において、「厚生労働省」を名乗る者から不審な電話があった。被保険者は不在であったため電話には応答せず、留守番電話に録音された内容を後に確認した。

留守番電話に残されていた音声は、「健康保険の内容で確認が必要」との趣旨であり、発信元として表示されていた番号は「888-705-2331」であった。不審に感じた被保険者から、甲賀市役所へ通報があった。

市は厚生労働省から被保険者に直接電話連絡することはないことを説明した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）